

令和8年（フ）第5号

島根県隠岐郡隠岐の島町下西730番地4 町
営宮ノ前団地2号棟
債務者 齋藤ももこ

- 1 決定年月日時 令和8年9月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月9日まで
松江地方裁判所西郷支部破産係

令和8年（フ）第655号

千葉県我孫子市つくし野3丁目2番703号
債務者 福澤 大樹

- 1 決定年月日時 令和8年9月28日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第690号

千葉県松戸市常盤平2丁目24番地の1 常盤
平公園住宅1街区46棟107号
債務者 坂本講次郎

- 1 決定年月日時 令和8年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第775号

千葉県松戸市小金きよしヶ丘3丁目7番地の
12 グリーンコーポJ号
債務者 小松喜代志

- 1 決定年月日時 令和8年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第776号

千葉県柏市布施813番地40 二幸荘102号
債務者 高橋よし子

- 1 決定年月日時 令和8年9月30日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第778号

千葉県松戸市秋山261番地の35
債務者 平川 慎悟

- 1 決定年月日時 令和8年9月28日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第795号

千葉県柏市東上町1番21ー5ー302号、前住
所千葉県我孫子市台田1丁目1番45ー1416号
ザ・フォレシス
債務者 田島 明

- 1 決定年月日時 令和8年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第797号

千葉県柏市十余2254番地222 北山ハイツ
301号
債務者 遠藤 広幸

- 1 決定年月日時 令和8年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第802号

千葉県柏市高田1258番地1 ハイツ上野台子
203号
債務者 鶴本 香織

- 1 決定年月日時 令和8年9月28日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第805号

千葉県流山市美原1丁目1223番地の2 レオ
パレス ハイツ流山111
債務者 田中 海帆

- 1 決定年月日時 令和8年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第806号

千葉県我孫子市本町2丁目7番17ー705号
カメラア7ビル
債務者 下村 忠央

- 1 決定年月日時 令和8年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第813号

千葉県松戸市常盤平2丁目25番地 常盤平公
園住宅1街区29棟101号
債務者 須藤 光喜

- 1 決定年月日時 令和8年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第823号

千葉県我孫子市緑2丁目5番30ー202号 手
賀沼コーポ
債務者 鹿毛 勇希

- 1 決定年月日時 令和8年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第829号

千葉県柏市逆井4丁目19番32号
債務者 相原 悠希

- 1 決定年月日時 令和8年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第993号

広島市南区大須賀町17番5ー1501号
債務者 神八 紀子

- 1 決定年月日時 令和8年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月16日まで
広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止

令和7年（フ）第1728号

東京都千代田区岩本町3丁目4番11号
破産者 株式会社カレイドスコープ

- 1 決定年月日 令和8年9月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係